

建管第543号
令和元年(2019年)6月24日

各総合振興局・留萌振興局副局長
(建設管理部担当)様
(地域調整課経由)

建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。なお、各建設指導課を経由し、関係市町村に通知を依頼済みであることを申し添える。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}} \times 100\%$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正是変更契約において行うものとする。

$$\text{補正值 } (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※1}$$

※1 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{※2}) + \underline{\text{補正值}}^{※3})$$

※2 施工地域による補正係数

※3 施工時期・工事期間による補正率、緊急工事による補正率及び、真夏日による補正值の和

4. 適用

本通達は、北海道庁建設部が所管する、平成31年4月1日以降に入札された工事から適用する（各建設管理部が発注する漁港工事を含む）。

(積算管理グループ)